

令和8年度海老名市在宅介護者等リフレッシュ助成券

ご自宅で介護をされている方や、介護を受けている方のストレス等を軽減するための助成事業で、対象者は要介護3・要介護4・要介護5に認定されている在宅の方で、助成券を利用できるのは、認定のある要介護者とその方を在宅で介護している方です。

《助成券の交付について》 ※助成券の交付には申出書の提出が必要です。

- 1 申出書提出時、要介護者が海老名市在住で在宅である場合が対象です。
- 2 申出書提出時点に、要介護者が市外へ転居、および亡くなられている場合は対象になりません。
- 3 審査において、申出書提出時以前、情報を確認できる6カ月の間に、要介護者が施設に入所・入院の合計日数が90日以上ある場合は、対象になりません。
- 4 介護者を2名登録できます。
- 5 助成券を利用できるのは、「要介護者」「介護者1」「介護者2」およびその3名のいずれかに同行する登録していない同行者1名のみです。
- 6 申出書提出後、審査を経て該当の場合は、申出者へ書留郵便にて発送します。お手元に届くまで約3週間ほどかかります。（該当でない場合は非該当通知書を送付します）

《助成内容》

※8月31日までに申出：24,000円分の助成券交付。

※9月1日～翌1月31日までの申出：12,000円分の助成券交付。

※申出は、年度内1回限りです。

※助成券は1枚1,000円券と500円券の2種類です。

※1人1回の利用上限額は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① はり・灸・マッサージ・指圧施術費助成額 | 1人1回3,000円まで |
| ② 日帰り温泉施設利用費助成額 | 1人1回1,000円まで |
| ③ 箱根温泉施設宿泊費助成額 | 1人1回8,000円まで |
| ④ 食事利用費助成額 | 1人1回2,000円まで |
| ⑤ 理美容利用費助成額 | 1人1回4,000円まで |

助成券の有効期間は、年度末3月31日までです。

《申出書の提出》

下記2点をご用意下さい！

- ・要介護者の「介護保険被保険者証」
- ・申出者（介護者1）の「写真付き身分証明書」

- ① オンライン申請
- ② 市役所1階9番窓口「高齢者福祉のこと」にて申出書をお渡し
- ③ 海老名市ホームページから検索しダウンロード、郵送および窓口へ提出。
- ④ 地域包括ケア推進課（☎046-235-4951）へ電話し郵送依頼

オンライン申請



市ホームページ



海老名市ホームページ トップページから

リフレッシュ事業



検索

※交付申出書・記入例・対象店舗一覧がダウンロードできます